

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
当日の翌日  
に当り、そ  
の日は、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則  
鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 字の区域の変更(二件)  
字の区域の変更等  
解除予定の保安林(三件)  
土地改良区の定款の変更の認可  
土地改良事業の認可(三件)  
土地改良事業の事業計画の変更の適否の決定(四件)  
土地改良法による換地処分(三件)  
建築基準法による道路の位置の指定  
選挙管理委員会の招集
- ◇選管告示 鳥取県議会議員の一般選挙におけるポスター掲示の開始の日
- ◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第八号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の三中「三百円」を「二千円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第九号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第七十二号中「百五十円」を「三百円」に改め、同表第七十三号中「二百五十円」を「五百円」に改め、同表第七十四号中「百円」を「百五十円」に改め、同表第四百七号中「百円」を「百五十円」に、「七十円」を「二十円」に、「腐蛆病 二十円」を「腐蛆病 三十円」に、「ニューカッスル病 二十円」を「ニューカッスル病 五十円」に、「マイコプラズマ病 二十円」を「マイコプラズマ病 三十円」に改め、同表第四百四十八号中「百円」を「百五十円」に改める。

附則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による本村

地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十三年十一月三十日現在の地番による。)
大字山口字家ノ前	大字山口字家ノ前のうち三五の二から三五の三まで、三五の五、三五の六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字山口字出畑	大字山口字出畑のうち四九二の六及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字山口字天神原	大字山口字天神原の全域、大字山口字家ノ前五五の一、三五の二の一部、三五の三の一部、三五の五、三五の六及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字出畑四九二の六及びこれと一体をなす国有地並びに大字山口字天神河内二三八〇の一から二三八〇の五まで、二三八一の一から二三八一の四まで、二三八二の一、二三八二の二、二三八三の一部、二三八三の二の一部、二三八四の一部、二三八八の一部、二三八九の一部、二二九九〇の一部、二二九九〇の二の一部、二二九九三から二二九五までの一部、二二九五の一、二二九五の二、二二九六、二二九六の二、二二九六の三まで、二二九七の一部、二四〇〇の一部、二四〇一の一部、二四〇一の二の一部、二四〇一の三の一部、二四〇二の一部、二四〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字山口字横路</p> <p>大字山口字横路の全域並びに大字山口字窪ノ河内五四一の一部、五四二、五四三の一、五四三の七、五四四、五五二の三の一部、五五二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四〇の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字山口 字窪ノ河内</p> <p>大字山口字窪ノ河内のうち五四〇の二、五四一の一部、五四二、五四三の一、五四三の七、五四四、五五二の三の一部、五五二の四の一部、五五八の二、五五九の一、五五九の三、五六〇から五六二まで、五六三の一、五六三の二、五六四の一、五六五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五四〇の一、五四〇の三、五六三の三、五六五の三から五六五の五までと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字山口字机原</p> <p>大字山口字窪ノ河内五四〇の二及びこれと一体をなす国有地並びに五四〇の三、五六三の三、五六五の三から五六五の五までと一体をなす国有地の一部並びに大字山口字机原のうち五六九の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字山口字前田</p> <p>大字山口字机原五六九の二及びこれと一体をなす国有地、大字山口字窪ノ河内五六三の三と一体をなす国有地の一部並びに大字山口字前田のうち六六〇の二、六六一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字山口字上渡り</p> <p>大字山口字上前田六八四の一の一部、六八六の二、六九五の二、六九六の一、六九七の一、七〇七の三の一部、七</p>
<p>大字山口字上前田</p> <p>〇八、七〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字上屋敷通七一〇の一部及びこれと一体をなす国有地、大字山口字ツヘノ前一六一三の八の一部、一六一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字坂ノ前一六二七の一の一部、一六二七の三、一六二七の四及び一六三二の四の一部並びに大字山口字上渡りのうち六六五の一の一部、六六五の三の一部、六六六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六七六の二及び六七九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字山口字上前田のうち六八四の一、六八六の二、六九五の二、六九六の一、六九七の一、六九八の五の一部、七〇七の三、七〇七の五、七〇七の六の一部、七〇八、七〇九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字山口 字上屋敷通</p> <p>大字山口字上渡り六七六の二及び六七九の一と一体をなす国有地の一部、大字山口字上前田六九八の五の一部、七〇七の三の一部、七〇七の五、七〇七の六の一部、七〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字大山口七八五の一の一部、七八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七八五の二から七八五の四までと一体をなす国有地、大字山口字ツヘノ前一六〇五の一部、一六〇六の二から一六〇六の三まで、一六〇七、一六〇八、一六一三の一、一六一三の八の一部、一六一三の九、一六一四の三、一六一四の八、一六一四の一〇、一六一四の一、一</p>	<p>大字山口字上屋敷通</p> <p>大字山口字上渡り六七六の二及び六七九の一と一体をなす国有地の一部、大字山口字上前田六九八の五の一部、七〇七の三の一部、七〇七の五、七〇七の六の一部、七〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字大山口七八五の一の一部、七八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七八五の二から七八五の四までと一体をなす国有地、大字山口字ツヘノ前一六〇五の一部、一六〇六の二から一六〇六の三まで、一六〇七、一六〇八、一六一三の一、一六一三の八の一部、一六一三の九、一六一四の三、一六一四の八、一六一四の一〇、一六一四の一、一</p>	

<p>大字山口字大山口</p>	<p>六二四の二〇から一六一四の二四まで、一六一四の二六、一六一五の一、一六一五の六、一六一五の七、一六一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六〇五と一体をなす国有地の一部並びに大字山口字上屋敷通のうち七二〇の一部、七二五の一の一部、七二九の一の一部、七二九の二、七三〇の一部、七三一の一部、七三二の一の一部、七三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字山口字上屋敷通七二九の一の一部、七三〇の一部、七三一の一部、七三二の一の一部及び七三二の二の一部、大字山口字流山二四九四の一の一部、一四九四の二の一部、一四九五の一部、一四九六の一の一部、一四九七の一、一四九七の二の一部、一四九七の三、一四九七の四、一四九七の五の一部、一四九八、一四九九の一、一四九九の二、一五〇〇、一五〇一の一部、一五〇三の一の一部、一五〇三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山口字大山口のうち七八五の一の一部、七八六の一部、七八八の二の一部、七八九の一の一部、七八九の二の一部、七九七の一、七九七の二、七九八、七九九の一部、八〇〇の一の一部、八〇一、八〇九の一〇、八二〇の一、八二一、八二二の一、八二二の二、八二三の三、八一九の四、八二二の三、八二二の二、八二二の二三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七八五の二から七八五の四までと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字山口字上屋敷通七二五の一の一部及び七二九の二、七二九の一部、八〇〇の一の一部、八〇一、八〇九の一〇、八二〇の一、八二二の一、八二二の二、八二二の三、八一九の四、八二二の二三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字山口字流山のうち一四九四の一の一部、一四九四の二の一部、一四九五の一部、一四九六の一から一四九六の三までの一部、一四九七の二、一五〇〇から一五〇二まで、一五〇三の一、一五〇三の二、一五〇四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字山口字流山</p>	<p>大字山口 字ツヘノ前</p>
<p>大字山口字大山口七九七の一、七九七の二、七九八、七九九の一部、八〇〇の一の一部、八〇一、八〇九の一〇、八二〇の一、八二一、八二二の一、八二二の二、八二三の三、八一九の四、八二二の三、八二二の二、八二二の二三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字山口字流山のうち一四九四の一の一部、一四九四の二の一部、一四九五の一部、一四九六の一から一四九六の三までの一部、一四九七の二、一四九七の五まで、一四九八、一四九九の一、一四九九の二、一五〇〇から一五〇二まで、一五〇三の一、一五〇三の二、一五〇四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字山口字上屋敷通七二五の一の一部及び七二九の二、大字山口字大山口七八八の二の一部、七八九の一の一部、七八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字流山一四九六の二の一部、一四九六の三の一部、一四九七の二の一部、一四九七の五の一部、一五〇一の一部、一五〇二、一五〇三の一の一部、一五〇四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山口字ツヘノ前のうち一六〇五の一部、一六〇六の一から一六〇六の三まで、一六〇七、一六〇八、一六一三の一、一六二三の八、一六二三の九、一六二四の三、一六二四の八、一六二四の一〇、一六二四の一、一六一四の二〇から一六一四の二四まで、一六一四の二六、一六一五の一、一六一五の六、一六一五の七、一六一六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一六〇</p>

五と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字山口字坂ノ前 大字山口字津ノ河内五五八の二、五五九の一、五五九の三、五六〇から五六二まで、五六三の一、五六三の二、五六四の一、五六五の二及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字前田六六〇の二、六六一の二及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字上渡り六六五の一の一部、六六五の三の一部、六六六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字上前田六八四の一の一部並びに大字山口字坂ノ前のうち一六二七の一の一部、一六二七の三、一六二七の四及び一六三二の四の一部以外の区域
大字山口 字天神河内 大字山口字家ノ前三五の二の一部、三五の三の一部並びに大字山口字天神河内のうち二三八〇の一から二三八〇の五まで、二三八一の一から二三八一の四まで、二三八二の一、二三八二の二、二三八三の一部、二三八三の一の一部、二三八四の一部、二三八八の一部、二三八九の一部、二三九〇の一部、二三九〇の一、二三九〇の二の一部、二三九三から二三九五までの一部、二三九五の一、二三九五の二、二三九六、二三九六の一から二三九六の三まで、二三九七の一部、二四〇〇の一部、二四一〇の一の一部、二四一一の三の一部、二四二二の一部、二四二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	

鳥取県告示第百五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による舟場地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十三年十月十日現在の地番による。）
舟場字大小路ノ上	舟場字大小路ノ上ミのうち八七及びこれと一体をなす国有地並びに八三の二及び八三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
舟場字辨才天小路ノ下モ川端	舟場字大小路ノ上ミ八七及びこれと一体をなす国有地並びに八三の二、八三の三と一体をなす国有地の一部、舟場字辨才天小路ノ下モ川端の全域、舟場字荒神ノ上ミ一二二並びに一一九の一及び一二〇の一と一体をなす国有地並びに舟場字辨才天小路ノ上ミ二七七の一部及び二七八の一の一部並びにこれらと一体をなす国有地
舟場字荒神ノ上ミ	舟場字荒神ノ上ミのうち一二二並びに一一九の一及び一二〇の一と一体をなす国有地以外の区域

舟場字河原田	舟場字河原田のうち二七一の三、二七二の三、二七三の三、二七五、二七六の一及び二七六の二並びに二七一の一、二七一の三、二七二の一、二七二の三及び二七三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
舟場字辨才天小路ノ上ミ	舟場字河原田二七二の三、二七三の三、二七五、二七六の一及び二七六の二並びに二七一の一、二七一の三、二七二の一、二七二の三及び二七三の一と一体をなす国有地の一部並びに舟場字辨才天小路ノ上ミのうち二七七の一部、二七八の一の一部、二八三の一の一部及び二八八の一の一部並びにこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
舟場字上ミ河原新田	舟場字河原田二七一の三、舟場字辨才天小路ノ上ミ二八三の一の一部及び二八八の一の一部並びにこれらと一体をなす国有地の一部、舟場字上ミ河原新田の全域、舟場字カド田二八九並びに二八九及び二九〇の二と一体をなす国有地の一部並びに舟場字横小路ノ前二九七から三〇〇まで、三〇四の三、三〇五及び三〇六の一並びに二九七、二九八、三〇四の二、三〇四の三及び三〇五と一体をなす国有地の一部
舟場字カド田	舟場字カド田のうち二八九並びに二八九及び二九〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
舟場字横小路ノ前	舟場字横小路ノ前のうち二九七から三〇〇まで、三〇四の三、三〇五及び三〇六の一並びに二九七、二九八、三〇四の二、三〇四の三及び三〇五と一体をなす国有地の一部

以外の区域	<p>鳥取県告示第二百五十二号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による赤碕地区別所工区の換地処分にあつた日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>昭和五十四年三月二十日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>
区域を変更する字の名称	<p>同上の区域（昭和五十三年八月一日現在の地番による。）</p> <p>大字別所字宮ノ前</p> <p>大字別所字宮ノ前の全域、大字別所字堂ノ向四〇六から四一〇まで、四二二の一、四二二の二、四一三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字別所字小谷筋七二二の二、七二二の二、七二三の二及び七二三の三</p>
大字別所字堂ノ向	<p>大字別所字堂ノ向のうち四〇六から四一〇まで、四二二の一、四二二の二、四一三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

大字別所字小谷筋	大字別所の字小谷筋のうち七二一の二、七二二の二、七二三の二及び七二三の三以外の区域
大字別所 字荒神ノ前	大字別所字荒神ノ前のうち四二六、四二六次一、四二七、四二七の一、四三二、四三三の一、四三三の二、四三四の一及びこれらと一体をなす国有地並びに四三一、四三二、四三四の一、四三五及び四三六と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字別所字北垣	大字別所字北垣の全域、大字別所字上堤の全域、大字別所字荒神ノ前四二六、四二六次一、四二七、四二七の一、四三二、四三三の一、四三三の二、四三四の一及びこれらと一体をなす国有地並びに四三一、四三二、四三四の一、四三五及び四三六と一体をなす国有地の一部、大字別所字北垣ノ上三八三次一並びに三八九、三九〇の一及び三九〇の二と一体をなす国有地の一部、大字別所字下堤四五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字別所字下尾尻七五四の二、七五五の二から七五五の四まで及び七五七の二
大字別所 字北垣ノ上	大字別所字北垣ノ上のうち三八三次一並びに三八九、三九〇の一及び三九〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字別所字下尾尻	大字別所字下尾尻のうち七五四の二、七五五の二から七五五の四まで及び七五七の二以外の区域

大字別所字京免	大字別所字京免の全域、大字別所字今渡の全域、大字別所字下堤四五二の一部、四五三、四五四及びこれらと一体をなす国有地、大字別所字祭田四六五の一、四六五の二、四六六の七、四六六の九及びこれらと一体をなす国有地並びに大字別所字本谷尻西平七八二の八から七八二の一〇まで及び七八二の一
大字別所字祭田	大字別所字祭田のうち四六五の一、四六五の二、四六六の七、四六六の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字別所 字本谷尻西平	○まで及び七八二の一以外の区域
廃止する字の名称	大字別所字下堤、大字別所字上堤及び大字別所字今渡

鳥取県告示第二百五十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大山字大山、岸本町丸山字山王二八一〇(以上一字及び

一筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課、大山町役場及び岸本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百五十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字大橋折一九六二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百五十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字サコノ平七二三の四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区の定款の変更を昭和五十四年三月十四



日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百五十七号

青谷町から申請のあつた町営土地改良(奥崎地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百五十八号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(河内地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百五十九号

岩美町から申請のあつた町営土地改良(外邑地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百六十号

昭和五十四年一月三十日付けで関金土地改良区から申請のあつた土地改良(関金地区土地改良施設維持管理)事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
  - 二 縦覧に供する期間
  - 三 縦覧に供する場所
- 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 昭和五十四年三月二十二日から二十日間

関金町役場及び東伯郡関金町大字関金宿一、一七五関金土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十一号

昭和五十三年七月十三日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（中園地区は場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年三月二十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鹿野町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十二号

昭和五十四年二月七日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（妻の神地区は場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
  - 二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年三月二十二日から二十日間
  - 三 縦覧に供する場所  
倉吉市役所
  - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十三号

昭和五十四年二月七日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(吉田第二地区農地造成)事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年三月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野郡日野町舟場三〇三番地

佐々木繁治ほか十四人の者から同人が行う土地改良事業に係る舟場地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る本村地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碓町から同町が行う土地改良事業に係る赤碓地区別所工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定に

より告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十四年三月十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 鳥取県倉吉市上井町 一丁目一〇一―番地 株式会社 ホームサービス 代表取締役 桑本 襄	道路の位置の指定場所 倉吉市清谷字下前河原六六九 一七の一部、六六九―一、六 七〇並びに六六九―一地先水 路及び農道並びに字大石橋六 八〇―一〇及び六八〇―一一	道路の幅員及び延長 幅員 六・〇〇～一五〇・七五 メートル 延長 七八・一〇メートル
--	---	---

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和五十四年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和五十四年三月二十二日（木） 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 鳥取県議会議員選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和五十四年四月八日執行予定の鳥取県議會議員の一般選挙において、鳥取県議會議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和五十三年十二月鳥取県条例第三十五号）第二条第一項のポスター掲示場に公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十三条第一項第五号のポスターを掲示することができることとなる日を、昭和五十四年三月二十七日と定めたので、同条例第三条第一項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

### 公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

#### 鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十 音楽隊に関すること。

第六条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十六条の見出し中「課の係等」を「課等の内部組織」に改め、同条第一項中「機動隊」の下に「、交通機動隊」を加え、「係を置き、交通機動隊の所掌事務を分掌させるため、交通機動隊に係及び分駐隊」を「係その他の内部組織」に改め、同条第二項中「係及び分駐隊」を「内部組織」に改める。

第十八条第二項中「又は交通機動隊」を削る。

#### 附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月二十日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

#### 鳥取県公安委員会規則第三号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和五十三年三月鳥取県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則

課署別	警 察 官						一般職員
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計	
秘 書 課	1	2				3	16
会 計 課	1					1	17
警 務 課	2	3	4	11	16	36	20
教 養 課	1	2	2	3		8	3
厚 生 課		1				1	9
監 察 官 室	1	1	1	1		4	1
捜査第一課	3	5	6	8	1	23	7
捜査第二課	1	3	4	6		14	2
防 犯 課	2	3	3	4		12	6
鑑 識 課	1	2	1	3	2	9	10
科学捜査研究所							9
警 備 課	2	5	9	19		35	4
外 勤 課	3	6	6	7	31	53	2
機 動 隊	1	1	1	3	21	27	1
交通企画課	2	3	5	5	1	16	10
交通指導課	1	3	3	5		12	2
運転免許課	3	2	5	2		12	31
交通機動隊	1	1	3	10	28	43	1
警 察 学 校	1	2	6	1	22	32	6
小 計	27	45	59	88	122	341	157
岩美警察署	1	1	2	9	13	26	3
鳥取警察署	1	6	19	52	82	160	15
郡家警察署	1	3	6	17	21	48	4
智頭警察署	1	1	2	7	13	24	3
浜村警察署	1	1	3	10	12	27	3
倉吉警察署	2	5	15	32	54	108	13
八橋警察署	1	2	5	12	16	36	5
米子警察署	1	6	18	57	93	175	17
境港警察署	1	4	8	17	21	51	9
溝口警察署	1	1	2	8	12	24	3
黒坂警察署	1	1	2	8	13	25	3
小 計	12	31	82	229	350	704	78
合 計	39	76	141	317	472	1,045	235

## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,000円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名  
及び代表者名)

鳥取県知事 平林 鴻三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】